税理士連絡協議会

令和５年２月 10 日（金）
午前 10 時 00 分～
あさひホール（ラピオ５階）

1　支部長あいさつ

2　税務署長あいさつ

3　議題

（１）綱紀監察研修の受講及び事務員に対する研修について【総務】
別添資料参照

（２）令和４年分確定申告における納税及び還付金について【管理運営】
別添資料参照

税理士法研修資料

（税理士事務所事務員）

令和４年　名古屋国税局

目　　次

1　税理士の使命　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　税理士の使用人等に対する監督義務　・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

3　使用人その他従業者の守秘義務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

4　にせ税理士行為（税理士法§52）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

5　事例１（脱税相談・故意による不真正税務書類の作成）　・・・・・・・　3

　事例２（使用人監督義務違反）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

　事例３（にせ税理士行為・名義貸し）　・・・・・・・・・・・・・・・・　5

6　その他

【参考１】税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（平成27年
　４月１日以後にした不正行為に係る懲戒処分等に適用）　・・・・・・・　6

【参考２】税理士に対する最近の懲戒処分等
　（令和３年６月及び令和４年１月公告から抜粋）　・・・・・・・・・　11

1　税理士の使命

税理士法§１　税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

2　税理士の使用人等に対する監督義務

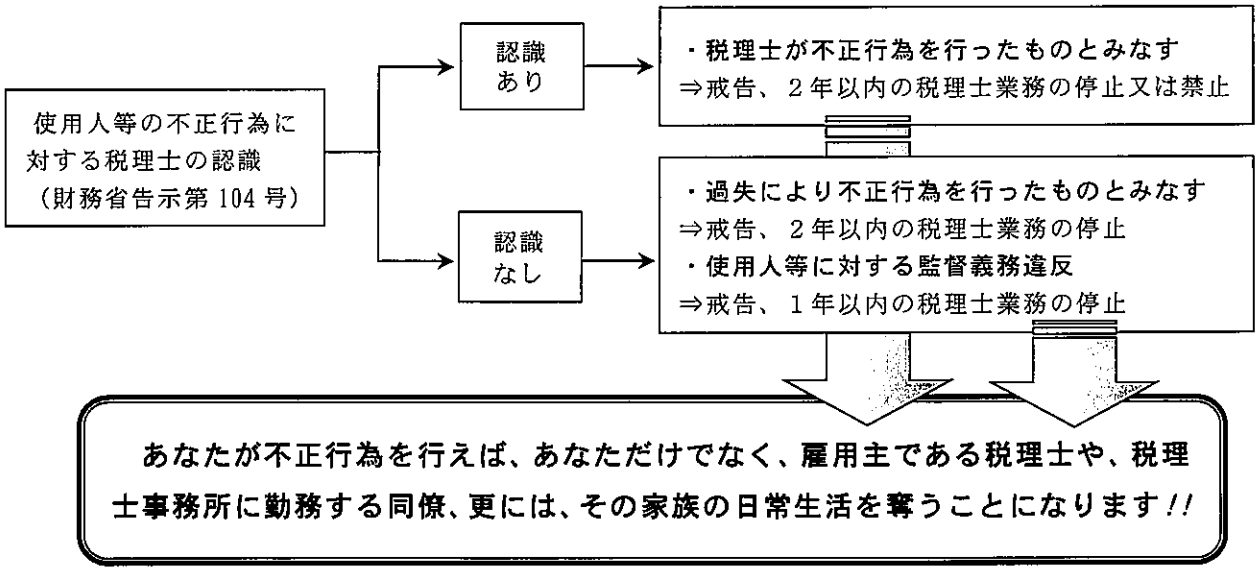
税理士法§41 の２　税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

＊　**使用人その他の従業者**

「使用人その他の従業者」とは、税理士と雇用関係にある使用人はもちろんのこと、雇用契約に基づかない者であっても税理士業務に関して税理士の支配・監督権の及ぶすべての者を含むものであり、税理士業務の補助事務に従事する家族従業者も含まれる。≪税理士法逐条解説七訂版引用≫

使用人その他の従事者が税理士法に違反した場合

「使用人その他の従業者」が税理士法違反に該当する不正行為を行った場合、使用者である税理士又は税理士法人は、税理士法及び財務省告示第 104 号に基づき、戒告、２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止に処される。



＊　使用人が行い得る税理士法違反行為【①脱税相談（税理士法§36）、②信用失墜行為（同法§37）、③二ヶ所事務所の禁止（同法§40）、④帳簿作成の義務（同法§41）、⑤助言義務（同法§41 の３）、⑥不真正税務書類の作成（同法§45）など】

3　使用人その他従業者の守秘義務

税理士法§54　税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者でなくなった後においても、また同様とする。

使用人その他の従事者が税理士法54条に違反した場合

税理士法§59①　次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

三　（前略）第五十四条の規定に違反した者

あなたが、守秘義務に違反すれば、刑事罰が科されます。また、あなただけでなく、雇用主である税理士や、税理士事務所に勤務する同僚、更には、その家族などの日常生活を奪うことになります!!

4　にせ税理士行為（税理士法§52）

① 税務代理
② 税務書類の作成
③ 税務相談

左記①から③の行為は、税理士法§2①一～三及び同法§52に基づき、税理士又は税理士法人でない者が行うことはできない。

使用人その他の従事者が税理士法52条に違反した場合

税理士法§52に違反すれば、同法§59①四により2年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられます。

また、税理士がにせ税理士に名義貸しをすれば、同法§37の2により、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止、更には2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

あなたが、にせ税理士行為を行えば、刑事罰が科されます。

更に、にせ税理士行為を行う際に、税理士から名義を借りれば、当該税理士は懲戒処分などを受けることから、当該税理士本人や、当該税理士事務所に勤務する職員、加えて、その家族の日常生活を奪うことになります!!

事例１（脱税相談・故意による不真正税務書類の作成）

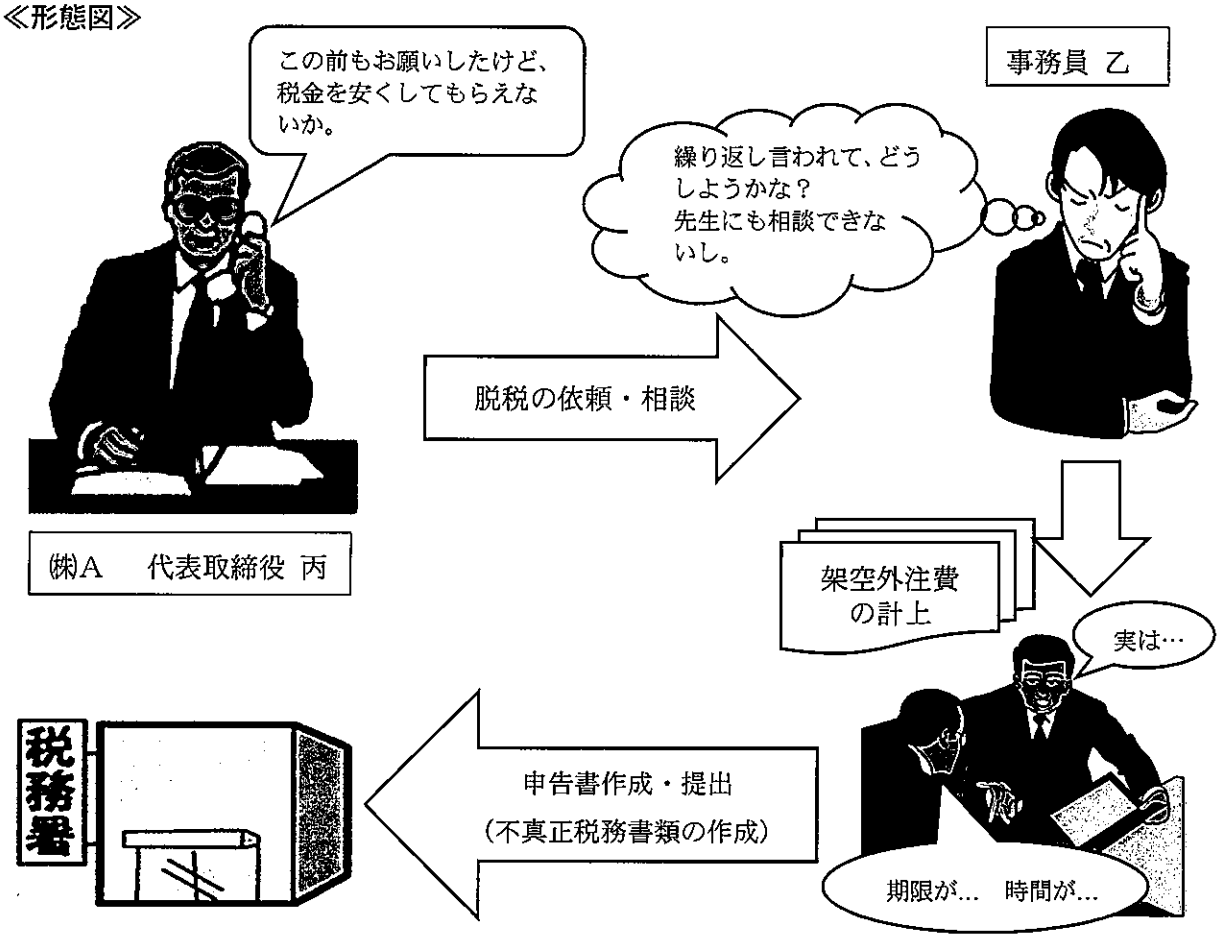
≪概要≫

税理士甲の事務員である乙は、担当している関与先㈱Ａの代表者丙から「税金を少しでも安くしてほしい。」と何度も繰り返し依頼され、やむなく担当している個人事業者Ｅの名義を無断で使用し、架空の外注費を計上した。

その後、確定申告の作成時期を迎えたところで、乙は罪の意識から甲に対し、行った行為の内容について打ち明けたが、申告期限が迫っていたこともあり、そのまま申告書を税務署に提出した。

後日、税務調査において架空外注費が否認され、㈱Ａに重加算税が賦課されるとともに、事務員乙が不正行為に関与していたことが明らかとなった。

≪形態図≫



≪解説≫

本事例は、税理士事務所の担当者が関与先の代表者の求めに応じて、納税額を少なくするための脱税相談を行い、架空の外注費を計上する方法で不正に所得金額を圧縮し、過少に申告していたものです。

上記の行為は、実際に行為を行った者は事務員ですが、その行為を税理士も認識していながら不真正税務書類の作成を行い提出していますので、税理士自身も法第 45 条第 1 項「故意による不真正税務書類の作成をしたとき、又は法第 36 条の規定『脱税相談等の禁止』に違反したとき」（２年以内の税理士業務の停止又は禁止）に抵触します。

事例２（使用人監督義務）

≪概要≫

甲税理士事務所では、関与先の記帳関係の相談から決算・申告書の作成に至るまでのすべてを、分担制として事務員それぞれに担当させている。

関与先である㈱Ａの税務調査に際し、在庫の圧縮による所得金額の過少申告が明らかとなったが、代表者乙によると担当している事務員丙に相談したところ、期末在庫の圧縮を提案され、その指示通りに行ったと主張した。

事務員丙に確認を行ったところ、丙も上記事実を認めた。

甲税理士事務所の業務管理状況は、日報などの事務員の業務を管理するものは何もなく、ほぼ任せ切りの状況にあり、業務処理簿についても会計ソフトを使用して作成した税務書類の記載のみであった。

≪形態図≫



≪解説≫

本事例は、税理士甲が事務員丙の業務に対する指導監督を怠ったために、関与先と事務員による不正行為が行われたもので、税理士法第41条の２「使用人監督義務」に違反し、懲戒処分の対象となります。（戒告又は１年以内の税理士業務停止）

なお、事務員が行った不正行為について税理士が認識していなかったとしても、内部規律や内部管理体制に不備があるなど、認識できなかったことについて税理士に相当の責任があると認められる場合は、税理士が過失によりその不正行為を行ったとして懲戒処分の対象となることがあります。

事例３（にせ税理士行為・名義貸し）

≪概要≫

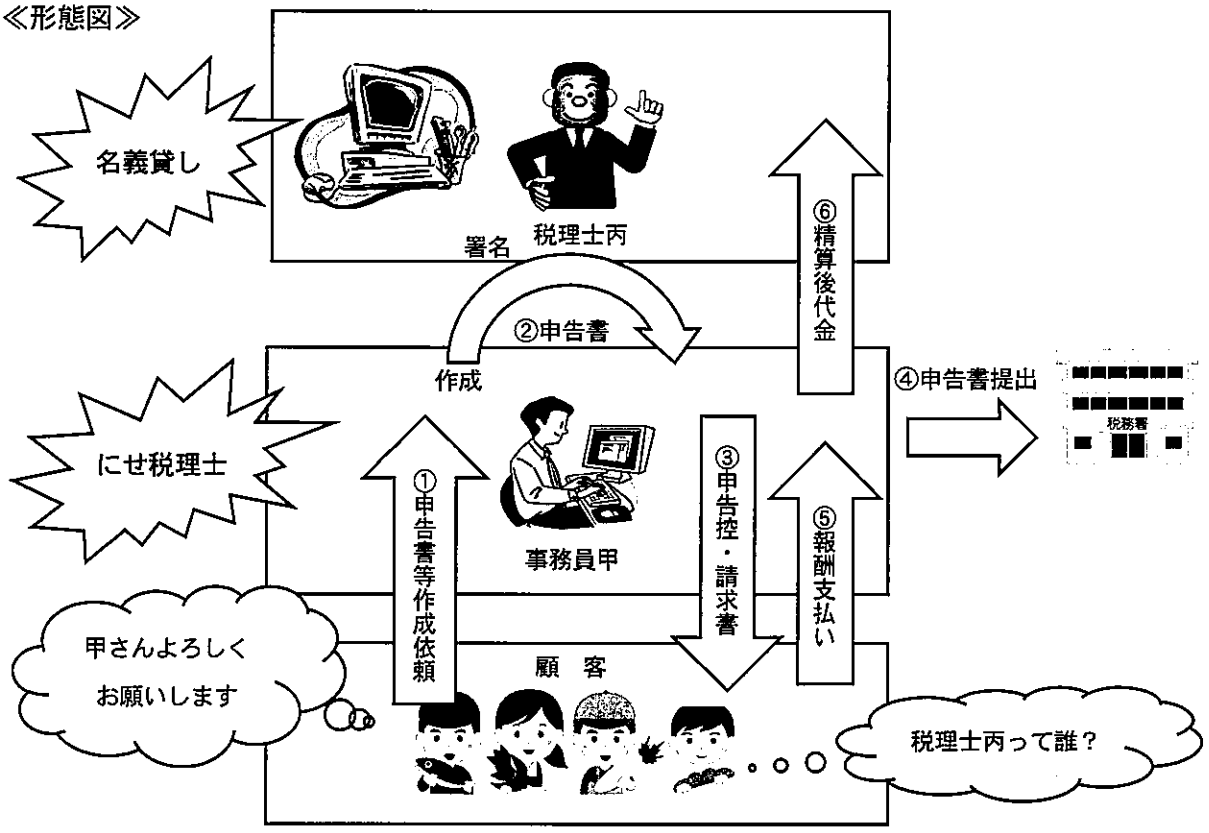
税理士事務所の事務員甲は、勤めていた税理士乙の死亡に伴い、担当していた顧客とともに丙税理士事務所に移籍することとなった。

税理士丙は、新たに関与することとなった顧客と委嘱契約を結ばず、これら顧客の税理士業務全般について甲へ全てを任せきりにしていたほか、事務所内に甲の席も設けずにいた。

その結果、税務書類については、事務員甲が作成したものを税理士丙が形式的なチェックを行うのみで確定申告書等を提出していたほか、顧問料についても甲が自己の取り分等を精算して丙に手渡す状況が続くこととなった。

後日、甲は法第 52 条違反として告発されるとともに、丙は法第 37 条の 2 違反として処分を受けることとなった。

≪形態図≫



≪解説≫

本事例は、税理士事務所の事務員が、税理士の指導監督を受けることなく、自宅等で顧客の申告書等を作成していた。また、税理士も自身が関知しないところで作成された申告書のチェックのみを行って署名していた。

税理士でない者が、他人の求めに応じて税務書類を作成すれば、法第 52 条「税理士業務の制限」に違反し、法第 59 条１項４号により、２年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処せられます。また、税理士は、自己の判断に基づくことなく作成された税務書類に署名すれば法第 37 条の２「非税理士に対する名義貸しの禁止」に該当し、懲戒処分対象になります（２年以内の税理士業務停止又は禁止）。

○　税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（平成 27 年 4 月 1 日以後にした不正行為に係る懲戒処分等に適用）

財務省告示第 104 号
税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 45 条及び第 46 条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分並びに第 48 条の 20 の規定に基づく税理士法人に対する処分に当たっての考え方を次のとおり公表する。

平成 20 年 3 月 31 日

改正
平成 27 年 1 月 30 日財務省告示第 35 号

財務大臣　額賀　福志郎

Ⅰ　総則

第１　量定の判断要素及び範囲

税理士法（昭和 26 年法律第 237 号。以下「法」という。）に規定する税理士に対する懲戒処分及び税理士法人に対する処分（以下「懲戒処分等」という。）の量定の判断に当たっては、Ⅱに定める不正行為の類型ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に勘案し、決定するものとする。

①　不正行為の性質、態様、効果等
②　税理士の不正行為の前後の態度
③　懲戒処分等の前歴
④　選択する懲戒処分等が他の税理士及び社会に与える影響
⑤　その他個別事情

なお、Ⅱに定める量定の考え方によることが適切でないと認められる場合には、法に規定する懲戒処分等の範囲を限度として、量定を決定することができるものとする。

第２　税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用者である税理士等に対する懲戒処分

１　税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者（自ら委嘱を受けて税理士業務に従事する場合の所属税理士を除く。以下「使用人等」という。）が不正行為を行った場合における、使用者である税理士又は使用者である税理士法人の社員税理士（以下「使用者税理士等」という。）に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していたときは、当該使用者税理士等がその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

⑵　使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していなかったときは、内部規律

や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて当該使用者税理士等に相当の責任があると認められる場合には、当該使用者税理士等が過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

なお、上記に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合には、当該使用者税理士等が法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したものとして懲戒処分をする。

2　税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合における、税理士法人の他の社員税理士に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

(1)　社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していたときは、当該他の社員税理士もその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

(2)　社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していなかったときは、当該税理士法人の内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて他の社員税理士に相当の責任があると認められる場合には、当該他の社員税理士も過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

第 3　不正行為の類型の異なるものが 2 以上ある場合

II に定める不正行為の類型の異なるものが 2 以上ある場合の量定は、それぞれの不正行為の類型について算定した量定を合計したものを基本とする。

第 4　税理士業務等の停止期間

税理士業務又は税理士法人の業務の停止期間は、1 月を単位とする。

II　量定の考え方

第 1　税理士に対する量定

税理士に対する懲戒処分の量定は、次に定めるところによるものとする。

1　税理士が法第 45 条第 1 項又は第 2 項（脱税相談等をした場合の懲戒）の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1)　故意に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第 36 条（脱税相談等の禁止）の規定に違反する行為をしたとき。

税理士の責任を問い得る不正所得金額等（国税通則法第 68 条に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したところの事実に基づく所得金額、課税価格その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の額に応じて、

6 月以上 2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(2)　相当の注意を怠り、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第 36 条の規定に違反する行為をしたとき。

税理士の責任を問い得る申告漏れ所得金額等（国税通則法第18条に規定する期限後申告書若しくは同法第19条に規定する修正申告書の提出又は同法第24条に規定する更正若しくは同法第25条に規定する決定の処分に係る所得金額のほか、課税価格その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の額に応じて、
戒告又は2年以内の税理士業務の停止

2　税理士が法第46条（一般の懲戒）の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1)　法第33条の2第1項又は第2項(計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき。
虚偽の記載をした書面の件数、記載された虚偽の程度に応じて、
戒告又は1年以内の税理士業務の停止

(2)　法第37条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったとき。

イ　自己脱税（自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。次のロにおいて同じ。）の申告について、不正所得金額等があることをいう。以下同じ。）（上記1に掲げる行為に該当する場合を除く。）
不正所得金額等の額に応じて、
2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

ロ　多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（自己の申告について、申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなものをいう。以下同じ。）（上記1及び2(2)イに掲げる行為に該当する場合を除く。）
申告漏れ所得金額等の額に応じて、
戒告又は2年以内の税理士業務の停止

ハ　調査妨害（税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨げる行為をすることをいう。）
行為の回数、程度に応じて、
2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

ニ　税理士業務を停止されている税理士への名義貸し（自己の名義を他人に使用させることをいう。以下同じ。）
名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、
2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

ホ　業務け怠（委嘱された税理士業務について正当な理由なく怠ったことをいう。）
戒告又は1年以内の税理士業務の停止

ヘ　税理士会の会費の滞納（所属する税理士会（県連合会及び支部を含む。）の会費を正当な理由なく長期にわたり滞納することをいう。以下同じ。）

戒告

ト　その他反職業倫理的行為（上記以外の行為で、税理士としての職業倫理に反するようなことをしたことをいう。）
戒告、２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(3)　法第 37 条の２（非税理士に対する名義貸しの禁止）の規定に違反したとき。
名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、
２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(4)　法第 38 条（秘密を守る義務）の規定に違反したとき。
２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(5)　法第 41 条（帳簿作成の義務）の規定に違反したとき。
戒告

(6)　法第 41 条の２（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したとき。
戒告又は１年以内の税理士業務の停止

(7)　法第 42 条（業務の制限）の規定に違反したとき。
同条に違反して税務代理をした件数、税務書類を作成した件数、税務相談に応じた件数に応じて、
２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(8)　税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行ったとき。
税理士業務の禁止

(9)　上記以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき。
戒告、２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

第２　税理士法人に対する量定
税理士法人に対する処分の量定は、次に定めるところによるものとする。

１　税理士法人が法第 48 条の 20(違法行為等についての処分)に規定する行為のうち、この法又はこの法に基づく命令に違反したときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1)　法第 48 条の 10（成立の届出等）、第 48 条の 13（定款の変更）、第 48 条の 18（解散）又は第 48 条の 19（合併）に規定する届出をしなかったとき。
戒告

(2)　法第 48 条の 16 において準用する法第 37 条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったとき。
イ　自己脱税

不正所得金額等の額に応じて、
２年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

ロ　多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ
申告漏れ所得金額等の額に応じて、
戒告又は２年以内の業務の全部若しくは一部の停止

ハ　税理士会の会費の滞納
戒告

(3)　法第 48 条の 16 において準用する法第 41 条（帳簿作成の義務）の規定に違反したとき。
戒告

(4)　法第 48 条の 16 において準用する法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したとき。
戒告又は１年以内の業務の全部若しくは一部の停止

(5)　業務の全部又は一部の停止の処分を受け、その処分に違反して業務を行ったとき。
解散

(6)　上記以外の場合で法又は法に基づく命令に違反したとき。
戒告、２年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

2　税理士法人が法第 48 条の 20(違法行為等についての処分)に規定する行為のうち、運営が著しく不当と認められるときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1)　社員税理士に、法第 45 条又は第 46 条に規定する行為があったとき（上記１(2)及び(6)に該当する場合を除く。）。
当該行為を行った社員税理士の量定（複数の社員税理士が関与している場合には、それぞれの量定を合計した量定）に応じて、
戒告、２年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

(2)　上記以外の場合で運営が著しく不当と認められるとき。
戒告、２年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

附則（平成 27 年１月 30 日財務省告示第 35 号）
この告示は、平成 27 年４月１日以後にした不正行為に係る懲戒処分等について適用し、平成 27 年３月 31 日以前にした不正行為に係る懲戒処分等については、なお従前の例による。

【参考２】

税理士に対する最近の懲戒処分等(令和３年６月及び令和４年１月公告から抜粋)

		処分の内容	処分の内容となった行為又は事実の概要
自己脱税及び自己申告漏れ	1	10月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。
	2	６月の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、事業所得の申告漏れ等により、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税の申告漏れを生じさせた。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	3	１年３月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税の申告漏れを生じさせた。
	4	６月の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をしないことなどにより、消費税及び地方消費税の申告漏れを生じさせた。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	5	６月の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	6	10月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税の申告漏れを生じさせた。
	7	10月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（自己脱税） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、福利厚生費や旅費交通費等を水増しして経費に計上すること等によって、不正に所得金額を圧縮して申告した。 また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、　不正に消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税を圧縮して申告した。

		処分の内容	処分の内容となった行為又は事実の概要
故意による不真正税務書類の作成	8	税理士業務の禁止	○ 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 税理士法人Ａの社員税理士であった被処分者は、Ａの関与先であったＢ協同組合の法人税の確定申告に当たり、Ｂ協同組合の代表理事の求めに応じ、架空仕入れ及び架空広告宣伝費を計上することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 また、これに伴い、Ｂ協同組合の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。
	9	２年の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、関与先であったＡ社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表取締役から利益を圧縮するにはどうしたらよいかと相談を受け、架空の経営相談料を経費に計上することを提案し、自己名義の銀行の預金口座に架空の経営相談料を振り込ませた上で、これを経費に計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 また、これに伴い、同社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 さらに、被処分者は、関与先であったＢ社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表取締役から支払先を公表できない支出を経費に計上する方法はないかと相談を受け、架空の経営相談料を経費に計上することを提案し、自己名義の銀行の預金口座に架空の経営相談料を振り込ませた上で、これを経費に計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	10	１年５月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、自己が代表者であった、関与先であるＡ社の法人税の確定申告に当たり、取引先に対する立て替え金及び貸付金を、架空の外注加工費等として計上することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 また、これに伴い、Ａ社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。
	11	７月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、関与先であるＡの所得税の確定申告に当たり、同人からの依頼に応じ、売上及び経費の金額を調整する方法により、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。
	12	税理士業務の禁止	○ 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、関与先である医療法人Ａの法人税の確定申告に当たり、Ａの前事務局長からの依頼に応じ、事務代行手数料を過大に計上することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

		処分の内容	処分の内容となった行為又は事実の概要
故意による不真正税務書類の作成	13	税理士業務の禁止	① 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、関与先であるＡほか４名の所得税の確定申告に当たり、売上の一部を除外すること等により、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 また、これに伴い、Ａほか４名の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、Ａほか１名については、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成し、残る３名については、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となるように売上を過少に申告した真正の事実に反する所得税の確定申告書を作成して、消費税及び地方消費税の納税義務がないかのように装うことによって、法定申告期限までに申告せず、不正に消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 このほか、関与先であるＢ社の法人税の確定申告に当たり、売上の一部を除外すること等により、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 また、Ｂ社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となるように売上を過少に申告した真正の事実に反する法人税の確定申告書を作成して、消費税及び地方消費税の納税義務がないかのように装うことによって、法定申告期限までに申告をせず、不正に消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 ② 信用失墜行為（自己脱税） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、架空の経費等を必要経費に計上することによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。 さらに、自己が代表者を務めるＣ社の法人税の確定申告に当たり、架空の経費等を損金に計上することによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。
	14	11月の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、関与先であるＡ社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表取締役の求めに応じ、建物の取壊しの事実がないことを認識していたにもかかわらず、その事実があったものとして固定資産除却損を計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 また、これに伴い、Ａ社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 ② 税理士法第33条の２第１項に規定する添付書面の虚偽記載 被処分者は、関与先であるＡ社の法人税の確定申告に当たり、建物の取壊しの事実がないことを認識していたにもかかわらず、その事実があったものとして固定資産除却損を計上したことと平仄を合わせるため、同社の税理士法第33条の２第１項に規定する添付書面に、分譲地の増勢にため建物を取り壊したと虚偽の記載をした。
	15	税理士業務の禁止	○ 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 税理士法人Ａの所属税理士であった被処分者は、Ａの関与先であるＢ社及びＣ社の法人税の確定申告に当たり、代表者の求めに応じ、売上値引きがあったものとして仕訳伝票を遡って訂正し、売上を減額することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 また、これに伴い、Ｂ社及びＣ社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

		処分の内容	処分の内容となった行為又は事実の概要
業務停止処分違反	16	税理士処分の禁止	○ 業務停止処分違反 被処分者は、令和２年８月26日付で「５月の税理士業務の停止」処分を受けていたにもかかわらず、税理士業務の停止期間中に、複数社の法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書等の税務書類を作成した。
名義貸し	17	５月の税理士業務の停止	① 非税理士に対する名義貸し 被処分者は、税理士でないＡが、同人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	18	４月の税理士業務の停止	○ 非税理士に対する名義貸し 被処分者は、税理士法人でないA社が、同社の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。
運営が著しく不当	19	２月の業務の全部停止	① 運営が著しく不当 被処分法人の社員税理士であるＡは、被処分法人の関与先であったＢ社との間で、記帳代行業務及び税務関係書類の作成業務のほか、租税公課等の支払代行業務を行う締結していたにもかかわらず、Ｂ社の消費税、地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税を正当な理由なく法定納期限までに納付せず、滞納を生じさせ、同社に対して不納付加算税及び延滞税の損害を与えた。 被処分法人においては、Ａの業務の遂行状況について確認する体制が構築されておらず、業務運営の適正を確保するための内部管理体制が整備されていないことから、運営が著しく不当と認められた。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
その他反職業倫理的行為	20	６月の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（その他反職業倫理的行為） 税理士法人Ａの社員税理士である被処分者は、Ａの関与先であるＢ社との間で、記帳代行業及び税務関係書類の作成業務のほか、租税公課等の支払代行業務を行う契約を締結していたにもかかわらず、Ｂ社の消費税、地方消費税、源泉所得税及び不幸特別所得税を正当な理由なく法定納期限までに納付せず、滞納を生じさせ、同社に対して不納付加算税及び延滞税の損害を与えた。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	21	１年３月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（その他反職業倫理的行為） 被処分者は、Ａ税務署の執務室内で、自身が税務代理をしていたＢの所得税等の調査を担当していた職員の顎を殴打し、全治１週間の怪我を負わせ、それにより、税理士の信用を失墜させた。

納付の期限等のお知らせ

令和4年分 確定申告

申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

	申告所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税（個人事業者）
納期限 納付の期限	令和5年 3/15(水)	令和5年 3/31(金)
振替日 振替納税をご利用の場合	令和5年 4/24(月)	令和5年 4/27(木)

申告所得税及び復興特別所得税の延納をご利用の場合の
延納分の納期限及び振替日(振替納税をご利用の場合)は**令和5年5月31日(水)**です。

納付額のメモにご利用ください		
	円	円

納税者の皆様には、所定の期限までに所轄の税務署へ申告書を提出していただくとともに、納付する税額がある場合は、上記の納期限までに自ら納付していただく必要があります。

※納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

国税の納付は、自宅等にいながら納付可能な「キャッシュレス納付」が大変便利です。

特に毎年、申告所得税や消費税の確定申告書を提出する方には、「振替納税」が特にオススメです。

既に振替納税を利用されている方へ

振替日にご指定の預貯金口座から納税額を自動的に引き落としますので、事前に預貯金口座の残高をご確認ください。

残高不足等で引き落としができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますのでご注意ください。

転居等により所轄税務署が変わった場合は、手続が必要です。詳しくは裏面の「振替納税のご案内」をご覧ください。

まだ振替納税を利用されていない方へ

納税には、便利で安全な振替納税をお勧めします。詳しくは裏面をご覧ください。

振替納税を利用されない方は、振替納税以外のキャッシュレス納付により納付することもできます（詳しくは裏面の各種案内をご覧ください。）。

なお、金融機関の窓口で納付される方で納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意している納付書に現金を添えてご利用ください。

(※)金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署へご連絡ください。納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかりますのでご注意ください。

国税庁　法人番号7000012050002

R4.12

振替納税のご案内

詳しくはこちら↓

納税には、便利で安全な
＼振替納税(口座振替)をお勧めします！／



- ☑ 振替日にご指定いただいた預貯金口座から引き落としますので、納税を忘れることはありません。
- ☑ 金融機関や税務署の窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です。
- ☑ 一度手続をすれば、継続して利用できます。

→ ⚠**転居等により所轄税務署が変わった場合は、改めて「振替依頼書」の提出が必要です。**

なお、「振替依頼書」の提出に代えて、次のいずれかの手続をすることも可能です。
①所得税又は消費税の確定申告書を提出する際に、申告書第一表の「振替継続希望」欄に○を記入し、提出する。
②異動後の所轄の税務署に、転居後も継続して振替納税を行う旨を記載した「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出する。

事前準備　「預貯金口座振替依頼書」(振替依頼書)の提出が必要です。

「振替依頼書」はオンライン(e－Tax)により提出が可能です。
また、書面の場合は、所轄の税務署又は「振替依頼書」に記載した金融機関に提出してください。

金融機関一覧はこちら↓

(※1) オンライン提出ができる金融機関と預金口座の種類等については、国税庁ホームページにある「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」をご確認ください。

(※2) 「振替依頼書」は、所轄の税務署又は国税庁ホームページにある「申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)の振替納税手続による納付」からダウンロードすることができます。なお、書面による提出の場合には、振替依頼書に金融機関の届出印の押印が必要です。

提出期限



振替納税を利用する申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納期限まで

令和4年分確定申告から利用する場合	申告所得税及び復興特別所得税 ＞令和5年3月15日(水) 消費税及び地方消費税(個人事業者) ＞令和5年3月31日(金)

振替納税以外のキャッシュレス納付のご案内

詳しくはこちら↓

国税の納付では、振替納税の他にも、金融機関や税務署の窓口に行く必要がない、自宅や事務所などから非対面で納付手続が可能な「キャッシュレス納付」を次のとおりご用意しております。

- ・ダイレクト納付(e－Taxによる口座振替)
- ・インターネットバンキング等による納付
- ・クレジットカード納付

令和4年12月から国税のスマホアプリ納付が利用可能になりました。



詳しくはこちら↓

お手持ちのスマートフォンから、「国税スマートフォン決済専用サイト」にアクセスし、ご利用になるPay払いを選択し、画面の表示に従って情報を入力することで納付ができます。

各キャッシュレス納付の詳しい情報等は、国税庁ホームページの「国税の納付手続」をご覧ください。

国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp 国税庁 検索

国税庁ホームページでは、確定申告についての情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

リサイクル適性 A
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

還付される税金の受取場所

第一表「還付される税金の受取場所」欄

還付申告の方は、振込みを希望する預貯金口座を次により記入します。

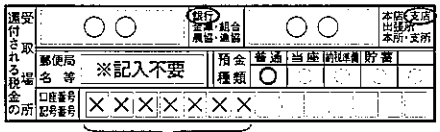
※ 預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名のみの口座をご利用ください。以下の場合は振込みできないことがあります。
- 預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合
- 名義が旧姓のままである場合

※ 公金受取口座への振込みを希望(既に公金受取口座の登録がお済みの方に限ります。)し、「公金受取口座の利用」(下記「公金受取口座の登録・利用」参照)に○を記入する場合には、「還付される税金の受取場所」を記載する必要はありません。

※ 納税管理人の指定をしている場合は、その納税管理人の名義の預貯金口座となります(公金受取口座として登録・利用はできません。)。

※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

第一表 ①銀行等の預金口座の場合

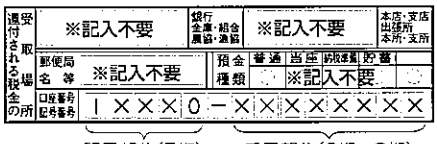


口座番号(7桁以内)

〈預金種類欄〉
該当する預金種類に○を記入します(総合口座の場合は「普通」に○を記入します。)。

〈口座番号 記号番号欄〉
口座番号のみを左詰めで記入します。

②ゆうちょ銀行の貯金口座の場合



記号部分(5桁)　番号部分(2桁~8桁)

〈口座番号 記号番号欄〉
貯金総合通帳の**記号番号のみ**を左詰めで記入します。

※ 他の金融機関との振込用の「店名(店番)」「口座番号」は記入しないでください。

※ 記号部分と番号部分の間に1桁の数字(通帳再発行時に表示される「−2」などの枝番)がある場合は、その数字の記入は不要です。

※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りをご希望の場合には、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

公金受取口座の登録・利用

「還付される税金の受取場所」に記載した預貯金口座を公金受取口座として登録する場合には、「公金受取口座登録の同意」に○を記入します。

※上記の方法のほか、マイナポータルからも公金受取口座の登録が可能です(https://myna.go.jp)。

※公金受取口座の登録には時間がかかる場合があります。お急ぎの方はマイナポータルでの登録をお願いいたします。

※公金受取口座の変更を行う場合は、マイナポータルから変更の手続を行ってください。

また、公金受取口座への振込みを希望(既に公金受取口座の登録がお済みの方に限ります。)する場合には、「公金受取口座の利用」に○を記入します(この場合には、「還付される税金の受取場所」に銀行名等を記載する必要はありません。)。

※公金受取口座を利用されない方は、「還付される税金の受取場所」に受取口座等を記入します。

※納税管理人を指定している場合は、その納税管理人の名義の預貯金口座が還付金の振込先となります(納税管理人名義の口座を公金受取口座として登録・利用はできません。)

※公金受取口座の利用に○があり、「還付される税金の受取場所」にも記載がある場合は、記載された振込先に還付金を振り込みます。

⚠確定申告書に申告者ご本人のマイナンバー(個人番号)が正しく記載されていない場合や本人確認書類の不備等により本人確認ができない場合は、公金受取口座を登録・利用することはできません。また、預貯金口座の情報が正しく記載されていない場合も、公金受取口座を登録することはできません。公金受取口座の登録結果については、マイナポータルから必ず確認してください(※)。
詳しくは、デジタル庁ホームページ「所得税の確定申告手続における登録について」をご覧ください(https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration_faq_03)。
※確定申告で還付金を受け取ることができる金融機関であっても、公金受取口座として登録できない場合があります。公金受取口座として登録できる金融機関はデジタル庁ホームページをご覧ください。

第一表 ①公金受取口座登録の場合

公金受取口座登録の同意	○	公金受取口座の利用	

②登録済みの公金受取口座を利用する場合

公金受取口座登録の同意		公金受取口座の利用	○

⚠公金受取口座の登録と利用の手続を同時に行うことはできません。「公金受取口座登録の同意」と「公金受取口座の利用」の両方に○を記入することのないよう、ご注意ください。

○ 公金受取口座登録制度とは

国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国(デジタル庁)に任意で登録していただく制度です。詳しくは、デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録制度」をご確認ください(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/)。

なお、制度に関するお問い合わせ窓口は以下のとおりです。

○ 0120-95-0178(マイナンバー総合フリーダイヤル)
受付時間　平日:9時30分から20時00分まで
土日祝:9時30分から17時30分まで(年末年始を除く。)

また、口座情報登録・連携システム利用に関する利用規約(https://img.myna.go.jp/html/account_registration_riyoukiyaku.html)もご確認ください。

○ 登録状況の確認・登録口座の変更・登録の抹消について

公金受取口座の登録状況の確認、登録口座の変更、登録の抹消を行う方は、マイナポータルからお手続きください(https://myna.go.jp)。